

供託の申請はぜひご利用ください。

オンライン申請 または 電子納付

○オンライン申請

オンライン申請による供託手続きには、「かんたん登記・供託申請」というウェブブラウザから申請を行う方法（以下「供託かんたん申請」という。）と法務省が提供する「申請用総合ソフト」をインストールして申請する方法があります。

今回は、供託かんたん申請（電子証明書不要）について、説明します。

供託かんたん申請のメリット

○スマートフォンからも手続が可能

インターネットができるパソコンやスマートフォンがあれば、すぐに申請できるので、自宅や会社から手続が可能であり、法務局に出向く必要はありません。

○申請書を『かんたん』に作成

入力フォームに従って、一度簡単に申請書を作成すれば、次回の申請では、再利用（コピー）して申請書を作成することができます。

○平日の夜9時まで申請が可能

平日の午前8時30分から午後9時まで申請することができます（平日5時15分以降に申請されたものは翌開庁日に受け付けます。）。

供託かんたん申請の利用手順

○ご利用環境の事前準備（初回のみ）

登記・供託オンライン申請システムを利用するパソコン・スマートフォンの環境を確認します。続いて、申請者情報の登録などを行います。

○申請書の作成・送信

「かんたん登記・供託申請」で申請書を作成し、送信します。

○供託金の納付・返信用封筒の送付

送信した申請が法務局で受理された後、供託金の電子納付を行います。併せて、供託書正本と供託通知書（被供託者に通知を希望する場合）発送用の切手と封筒を法務局に送付します。

※供託者又は被供託者が複数の場合は、供託かんたん申請をご利用いただけません。

供託オンライン申請の詳細はこちらから
<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>



次ページへ⇒

オンライン申請ができない場合は…
郵送申請＆電子納付(ペイジー)による供託もあります!!



郵送申請のおおまかな手続きの流れ

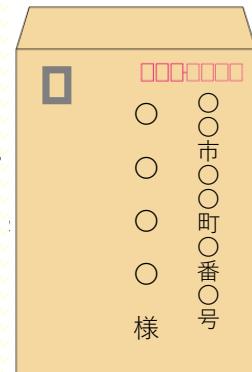
法務局への郵送書類 ※申請先の法務局へ郵送します。

供託申請用紙 OCR用紙

定形封筒 受理決定通知書送付用



定形外封筒 (A4 サイズが入るもの)
供託書正本・次回OCR用紙送付用



※必ず切手を
貼ってください。

※被供託者へ通知を希望する場合は、切手(110円分)も同封してください。

供託所（法務局）で内容が審査され、「受理決定通知書」が郵送されます。



供託金をインターネットバンキングまたはATM（ペイジー対応）で納付します。

受理決定通知書に記載されている、

- ① 収納機関番号
 - ② 納付番号（お客様番号）
 - ③ 確認番号

を確認し、インターネットバンキングまたはATM（ペイジー対応）のご案内に沿って入力し、供託金を納付します。

供託所（法務局）で納付が確認された後、
供託書正本・次回分のOCR用紙が郵送され
ます。

電子納付の詳細は
こちらから



<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/cautions/charge/charge.html>

供託書の記載例は こちらから



https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00015.html

御不明な点がございましたら、以下までお問合せください。

〒400-8520 甲府市丸の内 1-1-18

甲府地方法務局供託課

TEL 055-252-7185 (業務時間: 平日 9:00~17:00)